

訓令甲第 2 2 号

警視庁外国語技能検定規程を次のように定める。

平成 2 年 8 月 1 5 日

警視總監 大堀 太千男

警視庁外国語技能検定規程

(目的)

第 1 条 この規程は、警視庁職員の外国語技能検定（以下「検定」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第 2 条 警視庁本部に警視庁外国語技能検定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、合格者の決定その他検定の実施に必要な事項について審議を行うことを任務とする。
- 3 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長には警務部長を、委員には人事第一課長、人事第二課長及び教養課長をもって充てるものとする。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員会は、必要により、外国語について専門的知識を有する団体又は個人に対して、検定に関する事務の一部を委任することができる。
- 6 委員会の事務局は、教養課に置く。

(検定外国語)

第 3 条 検定を行う外国語は、英語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、アラビア語、ウルドゥ語、タイ語、フィリピン語、北京語、広東語、韓国語その他委員会において必要があると認める外国語とする。

(検定の基準)

第 4 条 検定は、級位制により行うものとし、その技能基準は、別表第 1 の「外国語技能検定級位基準」のとおりとする。

(検定の方法)

第 5 条 検定は、第一次試験及び第二次試験に分けて行うものとする。

2 第一次試験は、筆記試験及びヒアリングを行うものとする。

3 第二次試験は、第一次試験に合格した者について、会話能力に関する面接試験を行うものとする。

(合格者の決定)

第 6 条 合格者の決定は、第一次試験及び第二次試験の成績を総合的に判断して行うものとし、合格者に合格証書を交付する。

(合格の特例)

第 7 条 次の各号に掲げる外国語技能検定の資格取得者は、この規程に基づく検定の合格者とみなすものとする。

(1) 警察庁外国語技能検定(外国語技能検定に関する訓令(昭和 38 年警察庁訓令第 12 号))

(2) 実用英語技能検定その他委員会において必要があると認める英語技能検定

2 前項の合格者の級位は、別表第 2 の「外国語技能検定認定級位」に基づき、委員会が認定するものとする。

(細部事項)

第 8 条 この規程を実施するために必要な細部事項は、警務部長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際現に警察庁外国語技能検定の各級位及び実用英語技能検定3級以上の級位を有している者は、第7条の規定による合格者とみなす。

別表第1(第4条関係)

外国語技能検定級位基準

級位	技 能
初 級	<ol style="list-style-type: none">1 新聞の報道記事程度の文章の概略を和訳することができる。2 日常生活の具体的事実を手紙や日記にまとめることができる。3 外国語会話講座の入門編、基礎編を聞いて、正確に理解することができる。4 簡単な日常会話(あいさつ、自己紹介、買物等の会話)を行うことができる。5 警察業務において、簡単な用件の確認、地理案内、職務質問等を行うことができる。
中 級	<ol style="list-style-type: none">1 新聞の報道記事程度の文章を正確に和訳することができる。2 職務上必要な事項について、依頼文や照会文を作成することができる。3 外国語会話講座の一般会話編を聞いて、正確に理解することができる。4 日常生活に必要な会話(パーティー、旅行、官公庁、病院等での会話)を行うことができる。5 警察業務において、巡回連絡、拾得物の取扱い、通常の職務質問等を行うことができる。
上 級	<ol style="list-style-type: none">1 新聞の社説や評論記事程度の文章を正確に和訳することができる。2 自分の考えや意見を論理的に表現することができる。(論文作成を含む。)3 テレビ放送や映画を見て、内容を理解することができる。4 各種会議において、自分の意見を述べ、又は討論することができる。5 警察業務において、被疑者の取調べ、告訴等の複雑な事案の事情聴取等を行うことができる。

別表第 2 (第 7 条関係)

外国語技能検定認定級位

警視庁外国語技能検定		検 定 名 及 び 級 位
種 別	級 位	
ロシア語 北京語 広東語 韓国語	初 級	警察庁外国語技能検定初級
	中 級	警察庁外国語技能検定中級
	上 級	警察庁外国語技能検定上級
英 語	初 級	実用英語技能検定 3 級の資格取得者及びこれと同等の資格を有する者
	中 級	実用英語技能検定 2 級の資格取得者及びこれと同等の資格を有する者
	上 級	実用英語技能検定 1 級、同準 1 級の資格取得者及び、これと同等の資格を有する者